

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

徹底した「見える化」行っています

イケメン大賞のユニークな制度も

戸田建設 横浜支店

## 特集Ⅱ

書類の束はもう不要？

大林組 安全管理にタブレット端末活用

## ニュース

職長の指導力アップへ研修会

厚労省 現場復帰する労働者を再教育

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2197

2013

11 / 1

## ■ 災害のあらまし ■

Aは会社までの通勤手段として、会社への通勤手当の申請上は、公共交通機関であるバスと電車利用となっていたが、通常は駅までバイク（自動二輪）を使用していた。バスは早朝の本数が少ないことと通勤時間がかかるため、申請とは異なるが自己所有のバイクを使用していた。

始業時刻は午前8時30分である。Aは通常、就業開始時刻の20分前には出勤しており、駅までバス利用でも間に合わないわけではないがバイクを使用、そのことは会社側も容認していた。

ある日、Aに出張命令が下されたが、早朝であったため、バス利用では間に合わない。

そのため、Aはいつもどおりバイクで自宅を出発し、電車に乗り込むために、駅に隣接の駐輪場へ向かった。

しかし、途中の交差点で右折してきた乗用車と正面衝突、両下肢複雑骨折とクモ膜下出血、全身打撲を負い、意識不明の重体で救急病院へ搬送された。

医師からは助かる可能性は低いと告げられた。

出張先からAが到着していないという電話連絡により、会社側は事件かあるいは事故に巻き込まれたと判断した。日頃から向上心もあり、真面目な社員であったため、直属の上司が自宅へ確認に行ったが、やはりおかしいと、警察に「本人と連絡が取れない旨」届け出た。

入社してから10年り、一度の遅刻もなく、無断で仕事を休むことは考え難かったからである。

その結果、事故に遭ったことが早めに判明。また、Aは会社へ母親の勤務先を緊急

出張先へ行く途中、最寄り駅までバイクで走行中に車と衝突

## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ21東京会  
熊谷社会保険労務士事務所  
所長 熊谷 祐子

第161回

連絡先として届け出ていたため、母親への連絡もスムーズに行うことができた。

事故当時、A氏本人は意識不明、さらに早朝であったこともあり、事故の目撃者がいない。

乗用車の運転手の言い分では、Aのほうが赤信号を猛スピードで突っ切ってきた。突然のことであったため、ブレーキが間に合わなかったと主張。

Aの母親は、バイク通勤を容認していた会社側に問題があり、事故に遭った原因は会社にあるとして、今後の治療費、障害を負ってしまった場合の補償、さらには万が一、命を落とすことになった時には訴訟も辞さないと憤慨した。

Aは37歳で働き盛りである。母親の言動は無理もない。

警察による現場検証の結果、Aが信号無視をしたどうかは不明だが、双方のブレーキ痕、その他の状況からAのみに責任があるわけではないことが分かった。

母親、直属上司、会社の幹部クラスの誰もが、Aの意識が戻ることを祈った。幸いにもA氏は奇跡的に2週間後に意識を回復し、その後約半年間に及ぶリハビリ期間を経て短時間勤務を選択。現在は元の職場（業務）に復帰した。

## ■ 判断 ■

出張先に向かう途中での被災につき、業務遂行性があるとして、**業務上**と認定された。

## ■ 解説 ■

会社への通勤手段の届け出は公共交通機関（バス）利用であったが、早朝は本数が少ないこと、通勤時間もかかることなどから、バイク通勤は合理的な手段であり、会



社側も容認していた点からも、恒常的に利用していたと判断された。

出張中については、本人が酒に酔っていた場合や、私的目的で合理的な経路および方法を逸脱していたなどの、過失が認められない限り、出張中の全過程において「業務遂行性」があると認められる。

つまり、自宅を出た所から帰宅するまでが、業務と認められるのである。

今回のケースも出張という「業務を遂行するため、に、駅に向かうという」必要な行為、であり、自宅を出た所から、事業主の指揮命令下にあると考えられる。

よって、業務遂行性と業務起因性の双方が認められる。

このケースのような場合、一般的に業務災害として取り扱われる。

直属の上司がAと連絡が取れないことを不審に思い、自ら自宅まで足を運んだこと、警察からの連絡を待たず、事業者側から「事件が事故に巻き込まれた可能性」を警察に届け出たこと、事業者として早急な対応であったのと、医師も驚くほどの早さで通常業務に復帰できるまでに回復したこともあり、母親が訴訟に踏み切らなかったのは言うまでもない。